

苫小牧市地域日本語教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市（以下「市」という。）が実施する「地域日本語教室」（以下「教室」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(教室の種類)

第2条 教室は以下に示す種類とする。

- (1) 日常生活に必要な日本語を学習する地域日本語教室
- (2) 地域交流等を目的として日本語を使った交流型の教室
- (3) 日本語学習について学習者等が相談できる日本語学習相談
- (4) その他、市が主催・共催する教室など

(開催期間等)

第3条 教室の開催期間及び時間は、教室ごとに定める。

(開催場所)

第4条 教室の開催場所は、市国際交流サロン（市役所7階）や教室ごとに市が定めた場所において開催する。

(受講対象者)

第5条 受講対象者は、教室ごとに設定するが、原則として市内に在住、在勤、在学する者とする。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(受講申込み等)

第6条 受講申込方法及び定員については、講座ごとに定める。

(講師)

第7条 講師は、市職員もしくは市地域日本語教室有償ボランティア登録講師で原則、日本語教師の有資格者とする。ただし、教室の補助者として、有資格者以外の支援者が関わることはできる。その他、講師謝礼などの詳細は別途実施要綱で定める。

(教材の取扱い)

第8条 教室の運営上必要な参考図書については、市が予算の範囲内において購入する。教室の運営に必要な資料は、市に備え付けた複写機を利用して、作成することができる。また、市が認めた場合は、講師・利用者が持ち込む教材を利用することも可能とする。教材の貸し出しについては、市が認めた場合に可能とする。

(その他)

第9条 教室の運営上必要なルールについては、別途市が定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。